

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項
北部農と緑の総合事務所	令和6年度の財務諸表（貸借対照表）において、下記の仕訳の内容を確認したところ、建設仮勘定に計上すべきものが費用として処理されていた。				検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 （固定資産計上の基本方針） 1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。 【建設仮勘定取扱要領】 （建設仮勘定の計上） 第3条 建設仮勘定に計上する対象資産は、作成基準第15条第1号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）、同条第2号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）及び同条第6号に規定するソフトウェアとする。 2 建設仮勘定に計上する金額は、公有財産要領別表4「固定資産計上基準表」に基づき、取得に要する価額及び付随的支出を計上しなければならない。 （建設仮勘定の精算） 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。 （参考）建設仮勘定の精算処理について 「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会計制度の概要 2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設仮勘定 より ○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用について、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールするための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録されるものが対象となります。 ○ 工事が完成して、供用開始となった時点で固定資産台帳（公有財産システム）への記録を行います。併せて、財務会計システムの【建設仮勘定精算】画面から建物、工作物など整理すべき勘定への精算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。 ○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘定に計上している場合、精算登録において費用へ変更することはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を【複式情報訂正】画面で修正した後に、改めて精算登録を行います。
	年度	契約件名	金額	建設仮勘定に計上すべき額	
	令和6年度	今戸排水機場地区基本設計・詳細設計（6）業務	20,306,000円	9,702,900円	
	令和6年度	第二前島排水機場地区電気設備更新実施設計（6）業務	10,340,000円	10,340,000円	
	令和6年度	五領揚水機場地区導水路実施設計（6）業務	5,590,200円	5,590,200円	

措置の内容
検出事項について、会計局へ依頼し、財務会計システムの複式情報修正を行い、建設仮勘定の是正処理を行った。 検出事項の原因は、業務担当者及び支出担当者の認識不足及びチェック漏れによるものであった。 再発防止策として、所属職員に同様の処理が適切に行われるよう本事案を周知し、今後は、業務担当者及び支出担当者が建設仮勘定の処理方法等を正しく理解するため、年度末に固定資産計上関連資料を周知するとともに、業務担当者及び支出担当者が資産計上の要否の相互チェックを行い、適正な事務処理を行う。

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月6日）